

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 6階大会議室

○議事日程

令和元年9月6日（金曜日）午前10時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- (7) 議案第6号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

○出席委員（17名）

1番 安田 美雄 君	2番 井戸 恒男 君	3番 川村 信子 君
4番 佐藤 平和 君	5番 遠藤 昭治 君	6番 野田 卓志 君
8番 森 邦彦 君	9番 八木 豊明 君	10番 杉山 徳成 君
11番 中村 雅博 君	12番 後藤 三郎 君	13番 安田 孝義 君
14番 増井 賢一 君	16番 野村 茂 君	17番 日置 香 君
18番 永井 博光 君	19番 岩田 幸子 君	

○欠席委員（2名）

7番 片岡 篤夫 君 15番 土屋 尊史 君

○委員以外の出席者

農業委員会事務局長	長尾 成広 君	農業委員会事務局課長補佐	小石 隆之 君
農業委員会事務局主任主査	山下 清司 君	武芸川事務所課長補佐	桜井 伸一 君
武儀事務所主任主査	丸山 典浩 君		

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（小石隆之君） それでは、只今より農業委員会を始めさせていただきます。

初めに、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、野村会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（野村茂君） たいへん暑い日が続きまして台風10号である程度その暑さが終わるかなと思いましたら、またぶり返したような蒸す暑さです。この台風の関係で九州地方、三重県では、雨で非常に大きな災害が出ております。昨年の関市の災害を思い出してテレビを見ておりました。稲作の方は、皆さん方はどうかなと思っております。農業新聞を見ますとまだ作況指数はいくつとは出ておりませんが、やや良と報道されておりました。私は刈取りは済みまして、まだライスセンターからは持ってきておりませんが、隣の方は、ライスセンターから持ってきたら、昨年の2分の1しかないという事で、洞戸では1反当たり7俵か8俵しか取れませんでした、8俵取れても4俵しかないと、非常にほうたがいしてみえ、私もこの後ライスセンターへ取りに行きますが、どんな状況になっているか心配しております。

それでは本日の議案について重要な案件ばかりですので、慎重審議よろしくお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君） 続きまして、事務局長の長尾がご挨拶申し上げます。

○事務局長（長尾成広君） 今年も暑い夏があり台風10号が来て少し涼しくなりましたが、また13号や15号がこちらに来るという事です。稲刈りが終わられた方もこれからの方もあると思います。実はうちちは上之保で2反ばかり田を、82歳の親がやっておるんですが、原始的で1条刈りで、はさ干しでやっております。昨日、稲刈りをするはずが、雨で延びて土日にやる事になりました。今は何条刈りとかその場でコンバインとかで一度にやってしまうんですけど、うちちは稲刈りをして3週間ぐらい干してその後に脱穀という形で原始的にやっております。親戚などが食べると、冗談かもしれないが天日に干しているから美味しいと言つてもらえますが、これがいつまで続くのかなと思っています。

また、関市ではラグビーのワールドカップがありまして、南アフリカのチームが4日に帰られました。1日に公開練習がグリーンフィールドであり、私も見てきました。やはり世界5位のチームは、関商工の選手の後に、南アフリカの選手が練習されましたが、体の大きさが全然違って、2m15cmとか体重が115kgという人が、走られてすごくびっくりして、一流の選手の練習を見るのはすごく刺激になるなと思いました。

今日は日本対南アフリカ戦が埼玉であり、パブリックビューイングがわかくさの体育館でありますので、興味のある方は参加をしていただければと思います。

本日の総会の議案についても慎重審議でよろしくお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君） 本日の、欠席委員のご報告をさせていただきます。7番片岡委員、15番土屋委員の2名が欠席でございます。

○議長（野村茂君） ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条の規定により、委員の過半数の出席により、総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。18番永井委員、19番岩田委員のお二人にお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求める。

議案は1ページからになります。

1番の案件 位置図は、1ページになります。申請地は、関市役所の北北東約530mに位置する農振農用地区域内である田、1,678m²。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、農業経営の拡大を図るもの。譲渡人は、高齢のため耕作できないため、譲受人の要望に応えるものです。

2番の案件 位置図は、2ページになります。申請地は、下白金公民センターの南西約230mに位置する農振農用地区域外である畑、771m²。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は受贈

によるもの、譲渡人は、贈与によるものです。

すべての案件について、8月20日に現地を確認した結果、農地性ありと確認しています。

以上、所有権の移転に関するもの2件についてご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（発言無し）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第1号について、原案のとおり許可することに、異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第1号の2件を許可することとします。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求める。

議案は、2ページからになります。

1番の案件 位置図は、3ページになります。申請地は、長良川鉄道関富岡駅の南南東280mに位置する田、2筆2, 010m²。農地の区分は、申請地から概ね300m以内に駅があるため、第3種農地と判断します。転用目的は、集合住宅です。

8月20日に現地確認をしたところ、農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。また、本案件は1, 000m²を超えていたため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要あります。

2番の案件 位置図は、4ページになります。申請地は、富岡公民センターの東約460mに位置する登記地目田、現況地目宅地92m²。住宅・事業施設、公共・公益施設等が連担している、区域に近接する10ha未満の農地の区域の農地であるため、第2種農地と判断します。転用目的は、農家住宅です。申請者は、現在の住宅が手狭になり、申請地に増築するとともに、宅地の法面を擁壁で補強するものです。

8月20日に現地確認をしたところ、昭和57年頃から、宅地として利用しており、始末書が添付されています。また、隣地承諾書の替わりに理由書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

3番の案件 位置図は、5ページになります。申請地は、下倉知公民館の北西約230mに位置する登記地目田、現況地目雑種地2筆2, 660m²の内3. 60m²。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用目的は、営農型太陽光発電施設の一時転用の更新です。一時転用期間は、3年間です。当初、平成28年9月30日に県許可を受け、今回3年経過をする事から、新たに期間延長の更新するものです。

8月1日に現地確認をしたところ、転用部分は支柱として利用されていることを確認しています。また、営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告書が提出されており、地域の平均単収の8割以上の収量があることを確認しており、一時転用の更新はやむ得なものと判断します。

4番の案件 議案は3ページ、位置図は、6ページになります。申請地は、瀬尻小学校の南西約240mに位置する畠2筆279m²。農地の区分は、10ha以上の農地の集団であるため、第1種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅です。申請者は、申請地の隣地にあるお寺の住職が不在のため、寺の管理を委託されたが、現在の住宅が寺から離れているため、申請地に住宅を建てるものです。

8月20日に現地確認をしたところ、畠で農地性ありと確認しています。申請地は、第1種農地であるため、原則不許可ですが、周辺の状況から、住宅、事業施設等に連担しているため転用はやむを得ないと判断します。

以上、4件について、ご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願います。

（発言無し）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第2号の4件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求める。

説明に入る前に議案の訂正をお願いします。

6ページ6番の案件です。転用目的施設等の記載を一般個人住宅から団地住宅その他に、転用理由を一般個人住宅から分譲住宅に訂正をお願いします。

それでは進めます。議案は4ページからになります。

1番の案件 位置図は、7ページになります。申請地は、富岡公民センターの東約460mに位置する登記地目田、現況地目宅地80m。住宅・事業施設、公共・公益施設等が連担している、区域に近接する10ha未満の農地の区域の農地であるため、第2種農地と判断します。転用の目的は、農業用倉庫です。使用借受人は、農業を営んでいますが、不足している農業用倉庫を建築しようとするものです。使用貸人は、子に使用貸借し、申請地を有効利用するものです。

8月20日に現地確認をしたところ、平成15年に農業用倉庫として利用していたため、始末書がついております。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は、8ページになります。申請地は、JAめぐみの田原支店の北西約460mに位置する登記地目田、現況地目雑種地2筆3,291m²の内5.4m²。申請地は農振農用地です。転用目的は、営農型太陽光発電施設の一時転用の更新です。一時転用期間は、3年間です。当初、平成28年9月30日に県許可を受け、今回3年経過をする事から、新たに更期間延長の更新するものです。

8月1日に現地確認をしたところ、転用部分は支柱として利用されていることを確認しています。また、営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告書が提出されており、地域の平均単収の8割以上の収量があることを確認しており、一時転用の更新はやむ得なものと判断します。

3番の案件 位置図は、9ページになります。申請地は、小坂集会所の西550mに位置する田8筆8,086m²。農地の区分は、農振農用地です。転用の目的は、農地の嵩上げによる一時転用です。借受人は、申請地に美濃土木事務所管内の公共工事による良質な発生土をあて、嵩上げをしたあと、農地に復元するというものです。貸付人は借受人の要望に応えるというものです。一時転用期間は、3年です。

8月20日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、農振農用地であるため、原則不許可であります。例外規定にある3年以内の一時転用であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

4番の案件 議案は6ページ、位置図は10ページになります。申請地は、円保公園の北約100mに位置する畠418m²。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅です。使用借人は、家族が増えて手狭になったため、申請地に住宅を建築したいというものです。使用貸人は、使用借人の申し込みに応じるものです。

8月20日に現地確認をしたところ、畠で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

5番の案件 位置図は、11ページになります。申請地は、総合斎苑わかくさの東北東約420mに位置する登記地目田、現況地目畠103m²。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅（庭）です。受贈者は、申請地の隣が自宅ですが、出入り口が狭いため、出入口を広くし、奥は家庭菜園として利用したいというもの。贈与者受贈者の希望により贈与するというものです。

8月20日に現地確認をしたところ、畠で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

6番の案件 位置図は、12ページになります。申請地は、円保公園の南約180mに位置する登記地目畠、現況地目宅地274m²。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、分譲住宅です。譲受人は、住宅供給会社であり申請地を買い、住宅を建築するというもの。譲渡人は、長年農地として管理をしておらず、今後も管理が困難な事から譲受人の要望により譲り渡すというものです。

8月20日に現地確認をしたところ、昭和46年から宅地として利用されているため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

7番の案件 議案は、7ページ、位置図、13ページになります。申請地は、中濃運転者講習センターの南西約230mに位置する畠902m²の内255m²。農地の区分は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えていたため、第3種農地と判断します。転用の目的は、ブロック工事業資材置場です。賃借人は、下有知に資材置場として土地を借りているが、所有者から土地の返還を求められており、申請地を資材置場として利用したいというもの。賃貸人は、管理の面で近所に迷惑をかけているため、当申請地を資材置場として貸すというものです。

8月20日に現地確認をしたところ、畠で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

8番の案件 位置図は、14ページになります。申請地は、長良川鉄道市役所前駅の北西約570mに位置する田524m²。農地の区分は、水道管など2種類が整備された道路の沿道で、申請地から500m以内に2つの医療施設があるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。使用借人は、家族が増えて、現在のアパートでは手狭になり、申請地に住宅を建築したいというもの。使用貸人は、農業経営が難しいため、申し込みに応諾したものです。

8月20日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。また、隣地承諾書の替わりに理由書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

9番の案件 位置図は、15ページになります。申請地は、閑警察署の西約340mに位置する田1240m²の内811m²。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、宅地分譲です。譲受人は、宅地分譲敷地として最適な土地であるため、申請地を宅地分譲したいというもの。譲渡人は、周辺が住宅地化されてきており、農地を適正に管理することが困難であるため、申請地を譲り渡すというものです。

8月20日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。また、隣地承諾書のかわりに理由書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

10番の案件 議案は8ページ、位置図は、16ページになります。申請地は、JAめぐみの鮎之瀬支店の南西80mに位置する田825m²。概ね10ha以上の一団の農地区域内の農地であるため、第1種農地と判断します。転用の目的は、農業用倉庫・作業場・農産品加工施設です。使用借人は、小瀬地内で農業をしているが、耕作する農地が増えた事により、既存の施設が手狭になったため、新たに農業用倉庫・作業場・加工施設として利用したいというもの。使用貸人は、使用借人の要望に答えるというものです。

8月20日に現地確認をしたところ、平成28年から一部宅地として、利用されているため、始末書が添付されています。また、隣地農地所有者の承諾を得ています。申請地は、第1種農地であるため、原則不許可ですが、地域の農業の振興に資する施設であるため、転用はやむを得ないと判断します。

11番の案件 位置図は、17ページになります。申請地は、瀬尻小の南東約480mに位置す

る田2筆722m²。農地の区分は、都市計画法の用途地域のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、賃貸住宅です。譲受人は、不動産業を営んでおり、賃貸住宅を建築するため、転用したいというものです。譲渡人は、申請地一体が区画整理地でもあり、耕作することが困難になってきたことから、譲受人に応諾したもの。また、隣地農地所有者の承諾を得ています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

12番の案件 位置図は、18ページになります。申請地は、下管谷集会場の西南西約150mに位置する畠2047m²。住宅・事業施設、公共・公益施設等が連担している、区域に近接する10ha未満の農地の区域の農地であるため、第2種農地と判断します。転用の目的は、太陽光発電施設です。譲受人は、業務拡大のため、申請地に太陽光発電施設を設置をしたというもの。譲渡人は、他の農地の管理で精いっぱいであるため、申請地を売却し生活費に充てたいというもの。

8月20日に現地確認をしたところ、畠で農地性ありと確認しています。また、隣地農地所有者の承諾を得ています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

13番の案件 位置図は、19ページになります。申請地は、宇多院公民館の東約140mに位置する田6.61m²。農地の区分は、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、進入路です。譲受人は、居住する住宅へと通行するための進入路として利用したいというもの。譲渡人は譲受人の希望を受け入れるものです。

8月20日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

以上、所有権移転に関するもの6件、使用貸借権設定に関するもの4件、賃貸借権設定に関するもの3件計13件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

○4番（佐藤平和君）3番の案件ですが、志津野地区の埋め立ての件ですが、申請書を持ってきた際は、土木委員の印鑑もございましたので、私の方も申請書に判を押した訳ですが、その後、志津野地区、志津野は小坂、洞、長坂、下志津野で区を作っていますが、その代表の方から転用の許可について、何も説明がないから少し待ってくれ、とのご意見が出ました。その件につきまして、私も再度現地を見に行きましたが、やはり区の全員といいますか、区の地区の方々の同意が無い限り、この場で即許可することについては、どうかと思っております。この地区につきましては、8月の終わり頃から地区内で相談があるようでございますが、その結果がまだ来ておりませんので、許可するにあたりまして、そういう意見があったことを汲みしていただければ有難いと思っております。

○議長（野村茂君）他に補足説明のある委員さんはございませんか。

（他に無し）

ございませんようですので、私の方から申し上げます。今、佐藤委員からご説明がありましたように、私、会長にも8月27日に小澤さんの方から、佐藤委員さんが話された内容のご要望がありました。それを知ったのが短い期間であり、この委員会にかかるまで時間がありませんでした。そしてこの現地の所は、一番川の源になるところで、下流の方が埋め立てに対して非常に不安を抱いておられると言う事でございます。もう少し業者との協議をするためには、時間をとっていただきたい、今回の委員会での採決に際しては、そこら辺のところを考慮していただきたいとのご要望をいただきしておりますので、ご報告をさせていただきます。

ここで一つお諮りをしたいのですが、この3番の案件についての質疑、採決は別にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「よろしいです」の声あり）

それでは、3番の案件の皆さん質疑、採決につきましては、後にしたいと思いますので、よろしくお願いします。

1番から2番、4番から13番について、質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○1番（安田美雄君）2番の案件に絡みますが、パラボラ式の太陽光発電の考え方ですが、面積を見ますと、1,179m²のうち、1.8m²とありますが、支柱は15ありますが、90cm四方で1.8m²になりますが、基準的には、例えば先程の4条の関係ですと1,300m²で約8本の支柱が建っております

して、これも1.8m²の面積になっております。これは、営農型ですが、1.8m²という面積がイメージ的に合わないんです。トラクター等で耕作が出来ればそれは認めるという考え方で、1機辺りの面積が1.8m²という、4条で図面を見ますと8機の支柱が建っておりますが、2番は更新ですが15の支柱で、片や1.8m²で片や3.6m²という事は、面積が合わないもんですから、どうやって営農作業をやっておられるのか気になりますて、ご質問したいです。

それともう一点、営農型は例えばパラボラの面積が、私は現場を見ていないですが、稻作が出来ればどんだけ支柱を作ってもいいという考え方なんでしょうか。実は紹介がありましたので、今回の2番は更新ですけど、先程の4条は新規なんですが、その辺の基準的な考え方をパラボラ式の太陽光の基準的な考え方を教えて頂きたいです。

○事務局長（長尾成広君）面積につきましては、占用面積になります。支柱の面積になります。農振農用地での太陽光です。板が太陽を向いて日照をというふうになっております。機械が2mぐらいでひかからないようにになっておりまし、許可の段階で3年間、毎年の収穫量を例年の8割を下がってしまうと、撤去という事になってきますので、当初の許可の段階で撤去費用がいくらかかるとかそういったお金があるかどうかを確認しながら進めているというのが営農型太陽光です。よくあるのが米とかですが、日が当たらなくても出来る物とかもやられるという話は聞きます。3年間経って8割以上の収穫が得られているという事で、更新になったというものです。

○1番（安田美雄君）面積は1.8でいいわけですね。

○事務局長（長尾成広君）前回の申請と同じです。

○1番（安田美雄君）10何機で1.8ですか。

○事務局長（長尾成広君）そういう事です。実際面積は大きいんですが、支柱の柱の分だけです。基礎の部分は地下に埋まってますので。地表の出ている支柱の面積です。

○1番（安田美雄君）下に基礎が入っているわけですか。分りました。

○事務局長（長尾成広君）3年前に出てきた営農型太陽光の今回は更新という事で出てきております。

○議長（野村茂君）他に質疑はございませんか。

（質疑なし）

他にないようですので、これより採決いたします。

議案第3号の1番から2番、4番から13番について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第3号の1番から2番、4番から13番の12件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。

それでは3番について、質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○6番（野田卓志君）私は農業やってないんで分らないんですけど、一時転用で3年間だけ嵩上げするんですか。3年間だけ嵩上げした状態で農業をしてというわけじゃなくてですか。

○事務局課長補佐（小石隆之君）今回の申請は、田んぼに美濃土木事務所管内で出た工事の土を入れて、その後にもう一度耕土を乗せて農地に復元をして返すと、それが一時的な転用であり家やお店を建てるような恒久転用ではなくて、一時的に農地性がなくなるので、転用が出ているというものです。

○6番（野田卓志君）余った土を入れて3年かけて嵩上げをした後に農地として、全く元の状態ではないけど、農地に戻して返すということですか。

○事務局課長補佐（小石隆之君）そうです。

○6番（野田卓志君）分りました。

○事務局長（長尾成広君）ここに限らず、富野地区だと小野とか、近い所だと迫間とかで、よくあるのが砂利採取で砂利を取って、そこに建設残土とかを入れてまた元に戻すというパターンと、嵩上げの場合は下がっている所に建設残土を入れまして、面積が増えたり、減ったりする場合があるかもしれません、水路とかも付け替えて元に戻すとか、一時転用は3年と決まってますので、3年以内の許可を取って元に戻すと、一時転用であれば嵩上げできるというものです。

○4番（佐藤平和君）小野で現にやっておりますが、最初は、3年、2年ですか。

○事務局課長補佐（小石隆之君）1回目は3年ではなかったと思います。延長をしておると思います。

○4番（佐藤平和君）それで約束通りできなくて、1回目を1年延長してある訳ですが、きっと3年の転用で工事が終わればよいですが、例えば農地の使用料の件で、小野で前任者がやった場合は、完成してから使用料を払うという事で、いつになつたら使用料をくれるんやとの話が出ています。今回の志津野については、1年単位で使用料を払うという事で坪いくらと出ているようです。残土がどこから持ってきたものか、他の地区ですが埋め立てをして、農業用の土を何cmか埋め立ててから盛ることになっていたが、人が持ち出せないような岩や鉄骨がたくさん入っており、私達もそこで3年組合としてやっておりますが、トラクターで返したら鉄骨が車輪に当って24枚の歯全てが全部折れてしまったり、3年かかるかも石を畠に持ち上げているが、きっとした残土や監督者が管理しなければ、後になって迷惑がかかるので、完了期間、どこの残土で、誰が監督して施行するか。前に小野でやつた場合は全然説明がなかったので、後から説明がないと文句を言われても困ります。志津野区に事前にみなさんの同意がないと、また8月の終わりに地元に伝達してあるだけで、もう一度、合意があったと通知があるまで、1ヶ月でも2ヶ月でも伸ばしていただけるとありがたいと思っております。

反対というわけではない。場所もやむを得ない事情もあるだろうと思いますし、地主も全員賛成しておりますので。そこらへんの所を考慮してお願ひいたします。

○議長（野村茂君）他にご質問ございませんか。ただ今、佐藤委員さんからのご発言のとおり、私の方も佐藤委員さんと同じ小澤さんの方からご要望は聞いております。今の佐藤委員さんのご説明等も踏まえまして、他に質疑がございましたら採決を取らせていただきます。

○6番（野田卓志君）いいですか。佐藤委員さんのお話を聞いてて判子は押して、書類としては十分揃って今、提出されているという状態ですよね。近隣の人から待ってくれとの声があるという事ですけど、そこに何を埋めるかは本人と事業者の問題であつて、他人が口を出すものではないと感じるんですけど。その状態で今回は採決出来ませんでしたということが農業委員会的に可能なんですか。僕は、出来ないような気がしたので。書類が揃つていて、今まで通っていたものが通らない、何で？という話になってしまふし、ただ出来るか分らないですが、例えば佐藤委員が撤回するとか、特別な事情があるならあれですけど。契約社会とか会議の場の話としては、一切話の筋ではない気がしてるんですね。心情的には分りますし、過去の話も分かりますけど、何を埋めるかどうかとか、前の現場はこうだったから今回はこうなるとだめだからとかそういう話だと、当事者間で話をしてくれということです。例えば水源が汚れて農作物が出来なくなるから、きっちり条件を付けてくれという事なら、こちらから話を付与するまで保留させてくれと話は出来ると思うんですけど、ここで延長や否決していいものか僕は初めての事なので分らないので知りたいなと思います。

○18番（永井博光君）これは地元では、残土で埋め立てた時に何を持って来るか分らんと、それによって雨水とか何かで流れ出て他の方にも被害があるのではないかと、おそらく地元で話し合つてみえると思うんです。その要望を踏まえての話だと思うんです。それは条件とかいろんな面で考慮されておると思うけど、難しい話ですね。我々の方でもあるんです。砂利採取の後でも石ころやいろんな物を持って来て、雨が降ると油のような物が浮き出て来たりとかで困つて見える人もありますので。

○6番（野田卓志君）そういう事で待ってくれというなら話は分かるんですけど。

○18番（永井博光君）地権者はOKしておるんやでね。

○4番（佐藤平和君）農業用の水源になっていることが書いてありますね。書類が整つておれば、確かに農業委員会としては反対できない、けどもそれでは何のために農業委員会があるのか疑問を持つ訳です。書類さえ整つておれば全て通過するというものなら、何の意味もないんじゃないかな。私が言うのは、地元の合意が説明に入っているようなので、1、2ヶ月合意ができるまで申請を保留してもらってはどうかと思う。決して反対するわけではないが、小野の場合ですと、影響する自治会があれば話し合いが済んで、合意がされれば全てがスムーズに進むのではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○事務局課長補佐（小石隆之君）先ほど、野田委員さんが言われましたように書類については、土木水利員の意見書、誓約書で何かあったときは対処しますというものの、今回は中に入れる土が云々については、申請書には美濃土木事務所管内の公共工事で出た良土をあてて、嵩上げしますと申請書に書いてあります。

もう1点、農業委員会にお諮りしているのは、農地法の関係でございますが、この案件につきましては、都市計画課の開発の関係の調整も必要となってきます。農地法と都市計画課の方で審議していくという形で同時許可で下りる場合にはなるという流れでございます。

○議長（野村茂君）野田委員さんいいですか。

○6番（野田卓志君）はい。ありがとうございます。

○事務局長（長尾成広君）農業委員会には書類に不備があるかないか吟味させていただきますし、開発と同時許可ということであれば、仮に市で通つて県で通つてとなつても、同時許可なんで開発の許可が遅れていればそれ合わせて許可待ち、どっちか遅い方に合わせるという流れになつてきます。開発ですと、地元の同意がありますし、埋め立て条例の関係でもでてきておりりますので、そこで見ていくという流れになるかと思います。

○4番（佐藤平和君）その場所には電柵があるんですが、電柵を撤去せよと県事務所から埋め立てする場合には撤去しなさいという通知があつたそうです。

○事務局長（長尾成広君）電柵については、2～3年前、国の鳥獣害対策補助金で資材を地元に渡し、設置いただいたもので、そういう理由なので撤去していただいて、一時転用ですのでその後、戻していくということで通知を出させていただいているという事です。

○議長（野村茂君）他に質疑はございませんか。

（質疑なし）

ございませんようですので、佐藤委員さん、野田委員さん、永井委員さんのご意見いただきました。また、地元の小澤さんの方から心配したご要望等を聞いておりますが、そうした中でみなさまのご判断をいただきたいと思います。これより採決をいたします。

議案第3号の3番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに意義のない方は挙手をお願いします。

（挙手8名）

ありがとうございました。出席委員17名中、意義の無い方は8名ということで、否決となります。

それでは、議案第3号の3番については、17名中・・・。

（再度、出席委員を確認する声あり）

すいません。出席委員は、16名です。

○4番（佐藤平和君）今話し合つておるわけで、説明をされてないから、異議申し立てがあつた訳で、地元との話し合いがつけば、私が反対することはありません。

○18番（永井博光君）それは都市開発の関係の話であつて、農業委員会としては、農地転用に云々で判断すればいいのではないですか。地元の承諾とか。農地法にはそこまで書かれていません。今の事務局の話では、都計法の開発と同時許可案件になつています。

○9番（八木豊明君）都計法の許可が通らん事には、許可出ないんでしょ。農業委員会としては、書類が全部整つてきちんとしとるから、通るんやないんですか。都計法の関係で地元の方がそういう事であれば、許可が下りないのでないですか。

○事務局長（長尾成広君）そうですね。はい。

○9番（八木豊明君）工事は出来ないんですが、両方の許可がおりんとね。工事が出来ないんですが、都計法の方で止められれば。そういう事しか仕方ないんじゃないですか。農業委員会では。

○17番（日置香君）農業委員会のこの席というのは、法律のルールが確かにきちんとあるんですけど、採決の場合、挙手するしないは、反対してその人がどういう理由か説明しなさいということを求められるわけではないので、手を挙げない人には手を挙げない人の考えがあるわけで。ですから、いろんな分野の人が集まっているのが農業委員会だと私は認識しているんです。その前によく知っている方の意見を聞く、それを聞いて各個人が判断するということなんで、私の場合の基本は、細かいことは別として、地元の委員さんの説明、地元の委員さんがこうゆう風に訴えている、それに従つて会長の意見も述べられた。それについて私は自分で判断をするという格好であつて、ルールがこうだからどうだ、という事で手を挙げたり下げたりするものとは違うと思っています。理由はどうでもいいわけです。

○8番（森邦彦君）私も日置さんと同じで農業委員としての基本は、地元で賛成されて問題なければ、その土地に対しては個人個人で契約してみえるが、その地元で問題点がある場合は、進めるべきではないと思うので、今、手を挙げることはしませんでした。

○議長（野村茂君）すみません。私、間違えておりました。今、賛成いただいた方が8名でしたね。本日2名欠席で、私が入っておりませんので、16名ですので、異議なし8名、異議あり8名の同数となります。失礼しました。

○事務局長（長尾成広君）そういう時は、会長が。

○8番（森邦彦君）個人個人の意見ですから。

○10番（杉山徳成君）私は反対したんですが、その地区で審査して、農業委員の方が、その時は良かったが、後から地区でいろんな問題が起こって、それを合意があつてから何とかここで審査して通してほしいという意見があつたものですから、私はその意見を尊重して、この場所でもう一度審査した結果、もう一度審査しますので合意してから提示してくださいということを言ってもいいのではないかと思います。と、言いますのも、前に私、あってお話をしたんですが、100年前から耕作権をお持ちの方でヤミ小作みたいのは分らないんですが、私の所へ来て判子を押しまして、市役所も通っていました。その時、地区の説明会があつても耕作者は呼ばれなかつたんですが、ある人から聞いたと私の所へ来て「耕作しているが、耕作権があるがどうしてくれるのか」と。「ヤミ小作しているから、普通の書類で通っているから分らないですよ」と「それでは困る」ということで、農業委員会と行政書士に掛け合い、ストップをかけてくださいと。きちんと耕作者に説明できて、調整出来てからにしてくださいと。それと同じ事なのでは、要するに、地元でいろんな問題があつて、それが合意されてから審査するということでおいとと思う。地区地区では農業委員さんが審査されますが、ここは審査するところですから、審査して合意があつてからにしましょう。という審査をしました、ということにすれば良いのではと、私は反対しました。

○4番（佐藤平和君）私は反対というわけじゃないんですよ。1ヶ月か2ヶ月だけちょっと待ってという事です。

○事務局長（長尾成広君）形として保留があるかどうか。ここで否決という形で受付しているので、流れとしては、うちが否決として県へ上げた時に、県で書類が整っているからOKという可能性もありますよ。前に聞いた話では、揖斐川町でそういう砂利採取については、町としては反対だと。農業委員会ではいつも否決で上げてて、県でOKというのを揖斐川町では繰り返していると聞いていますので。ここでもし否決でも最終許可権者は県知事になっていますので、関市の委員会ではこういう意見だったよと、ただ県ではOKということは十分ありますので。その許可が開発とか埋め立て条例とか出てきておりますので、そこでいろいろ意見が付いて整えば、普通ですと9月の終わりに許可になりますが、開発が遅れれば、それに合わせて遅れて許可なり意見を付けてという流れになります。

○4番（佐藤平和君）意見書でも、市でこういう意見があつたと付けていただければ。

○事務局長（長尾成広君）県に農業委員会としてどうだったかとか、不備などころはあるかとか、チェック表がありますので、それに意見を付けて地元としてはこうだとか、建設残土の話とかを付けて上げるというか、受付しているということは。

○4番（佐藤平和君）建設残土が悪いとかそういう事じやなくて。

○事務局長（長尾成広君）そこまで言えるかどうかですが、意見は付けると。

○1番（安田美雄君）私は賛成意見ですが、申請書はどうなっているか知りませんけど、田を作っている方が、等高を見るとかなり低い湿地で困って見えるのではないかと思い賛成しました。嵩上げすることで良い農地になるというふうに思ったので賛成したんですが、そうではないですか。3年後にはまた元に戻すという申請になっているんですか。この嵩上げというのは。農地を良くしたいという。

○事務局長（長尾成広君）嵩上げするので高くなるという事ですね。

○1番（安田美雄君）高くなるんでしょ。そういう事が書いてませんか。本人達が湿地で難渋していると、いわゆるぬかるみ田で、そういうような事で私は嵩上げする事に本人達が言っておられるという事で私は賛成に回ったんですが。

○事務局課長補佐（小石隆之君）貸す方の説明にはそこまでの記載はないですね。

○4番（佐藤平和君）別に湿地ではございません。2か所だけ作ってあって後は放棄地のようになっています。場所としては、埋め立てるには一番良い所だと思います。だから決して反対しているわけではありません。地元で合意するまで1ヶ月か2ヶ月もかかると思いますが、各自治会で説明会をやっていますので、その結果を・・・。

○1番（安田美雄君）農地の嵩上げの目的が、埋め立て残土置き場を探しているような感じに受け取れますけども・・・。

○事務局長（長尾成広君）そういう意味も・・・。

○1番（安田美雄君）それではちょっと・・・。

- 事務局長（長尾成広君）そういうのもリンクしているのもあるかと思いますが、違うところから持つて来て入れられるのではないかという危惧をされてみえるのではないかと。
- 4番（佐藤平和君）そういうつもりは全然ないです。
- 事務局長（長尾成広君）リニアの方の残土とか。
- 4番（佐藤平和君）津保川上流の昨年の水害で出た残土を入れると聞いておりますから、それについては何ら異議はない。捨てる所がなければ。
- 事務局長（長尾成広君）もしそうなら、地元で何が問題なんですか。話が最初に無かったからっていう事ですか。
- 4番（佐藤平和君）話が無かったということです。その水源を利用して下流の農地の水に使っていると。だから、話が全然なかったということだけが。
- 事務局長（長尾成広君）結局、地元の方に当初から話があれば全然いいけど、後から人から聞いた話だから反対だと。そこだったら皆さんどう思われるかですよ。
- 8番（森邦彦君）という事は、最初から説明会があればこういう問題はなかったという事ですか。
- 事務局長（長尾成広君）そういう事をおっしゃってみえるという事ならば、皆さんどう思われるかです。結局、地元の方に説明があれば良かったが、後で人から聞いたからで、説明会がいるかどうかは農地法ではここまで求めていません。関市では土木水利委員の印鑑もいただいているが、農地法では土木水利委員は関市と瑞穂市あたりであるくらいで、農転には土木水利委員は必要ではないことがありますので。そういう事であれば、皆さんどう思われるかですよね。そうなるとちょっと変わって来るかもしれませんね。役員の方が、当初から話があったんならOKしたんだけど、後からなのでちょっとという事でどうやって事を今、佐藤さんがおっしゃられるとするならば、皆さんまた意見が変わるかなと。
- 4番（佐藤平和君）志津野川の水源になっている。その水を利用して下の方の田んぼが利用している。
- 事務局長（長尾成広君）それで影響がないかどうかという事ですね。
- 4番（佐藤平和君）小野でやった際に失敗したのは、中間管理機構に登録してあるにも関わらず、当日、判を押してくれと言われてなんやろなあと思いながら判を押した事もありますので、事前に話し合いがあれば、決して反対は出なかつただろうと思いますから、もう話し合いが済んでいるかもしれません。
- 事務局長（長尾成広君）進め方の手法にちょっと問題があったという所が大きいと。
- 4番（佐藤平和君）先ほども申したように、反対するわけではなく、1ヶ月か2ヶ月話し合いが終わるまで延ばしたらどうか、または市役所が意見書を付けていただければと言っただけで・・・。
- 事務局長（長尾成広君）案件ごとに許可申請に係る意見書添付のところに、意見の概要ということで農業委員会ではこういう風だったという意見を付けるか。
- 17番（日置香君）来月に、ということは出来ないよね。
- 事務局長（長尾成広君）今回受け付けているので、ここで拒否であったとしても、県へ進達して、県は事務手続き上、OKであれば許可という事になると思います。揖斐川町がいつもそうして、揖斐川町はNOだよという同じ流れになると思いますが、開発が遅れればそれに応じて、農業委員会で早く下りていても許可は保留で、1ヶ月2ヶ月遅れて同時許可となる可能性は十分あり得るのかなと思います。
- 17番（日置香君）会長さん、地元の説明会で良い方向に行くように努力してもらって、この会では再度採決を取ることは出来ないの。
- 議長（野村茂君）最終的には、私の判断で。
- 事務局長（長尾成広君）もう1回取り直しということですか。
- 13番（安田孝義君）私もお尋ねしますが、水源になっているのではないですか。資料を見ますと、志津野は、自然で用水は無いでしょ。埋立地から水をもらう形ではないですか。
- 4番（佐藤平和君）現場を見て来たら、そうなっております。用排水の工事をしっかりしてもらわないと下の方が困ると思って。
- 13番（安田孝義君）それで志津野の方が心配して見えるのではないですかね。
- 4番（佐藤平和君）そのへんの事は、工事をやられる方がきちっとやられるでしょうから。
- 11番（中村雅博君）同じ話の繰り返しになっているので、採決されたのなら採決されたで、会長の判断によって否決かどうか、書類は市役所が受け付けたので、県に提出されるって事でしょ。その意見

書を添えて。それしかないってことなので、いくらぶり返してももう無理なんや。どっちみち県に提出はしなければいけないんでしょ。きちんと会長の判断を示してもらって、否決なら否決でこの3番の件は終わって欲しいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（野村茂君）私の判断でございますが、書類的には何ら問題が無いとの事務局の説明ですので、私は進達することに意義は無いということにいたします。

それでは進行に手違いがあり申し訳ありませんでした。議案第3号につきましては、ただ今の案件が異議なく進達することになりましたので、13件は原案のとおり岐阜県知事に進達することいたします。

続きまして、議案第4号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について。

農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

議案は、10ページになります。

1番の案件 位置図は、20ページになります。申請地は、富野ふれあいセンターの北10mに位置する登記地目畠、現況地目宅地142m²。変更内容は、事業計画者と転用目的の変更です。当初事業計画者は、平成元年11月27日付けで、5条許可を受けて、駐車場として許可を受けたが、子供が車の取得をする必要がなくなりました。そのため、計画変更者は、当初計画者の子であり、現在同居しているが、家屋も老朽化しているため、既存住宅を壊し、一体利用地として、新たに住宅を建築したいというものです。

8月20日に現地確認をしたところ、許可された土地は雑種地となっております。

2番の案件 議案は11ページ、位置図は、21ページになります。申請地は、貸上公園の南西約20mに位置する登記地目田、現況地目雑種地347m²。変更内容は、事業計画者の変更です。当初事業計画者は、昭和56年12月14日付けで、5条許可を受けて、住宅の転用を計画しましたが、経済的事情から、計画が頓挫しており、計画変更者が一般個人住宅を建築したいというものです。

8月20日に現地確認をしたところ、許可された土地は雑種地となっております。

3番の案件 位置図は、22ページになります。申請地は、国道156号線山田交差点から南東約180mに位置する登記地目田、現況地目雑種地243m²。変更内容は、事業計画者と転用目的の変更です。当初事業計画者は、平成5年3月25日付けで、一般個人住宅及び印刷工場敷地として事業計画変更の承認を受けたが、接道要件が満たされず、住宅を建築できないことが判明しました。そのため、隣地の所有者が買い受け、申請地を利用するというものです。

8月20日に現地確認をしたところ、許可された土地は雑種地となっております。

以上、3件のご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（発言無し）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第4号3件について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第4号の3件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第5号農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第5号 農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は、12ページからになります。賃貸借権の設定に関するものについて、新規が13件、田

12筆15, 191m²。畑1筆1, 209m²。合計16, 400m²です。地区は、下白金、稻口、肥田瀬、洞戸大野の4地区です。権利の設定を受ける者は、株式会社岐阜農業センターでございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○1番（安田美雄君）設定を受ける方の岐阜農業センターという所につきまして、言える範囲でどういう会社なのか、地元にありますので、どういう会社か教えていただきたいです。

○事務局課長補佐（小石隆之君）分かる範囲で知識もあまりないものですから、会社自体は美濃加茂市に事務所を構えてみえられて、可児市で営農型の太陽光をやってみて、その下でギボウシを作つてみえる会社だそうです。今、そちらの会社では、近隣の市で各務原市、美濃加茂市、愛知県の一部の市で、農地を借りてオオムギ若葉の作付をして、青汁の原料とかをやっていきたいというお話は聞いております。まだ関市での実績はほんとなく、数筆を土地の所有者の方と協議をされてお借りされてる土地が何ヵ所かありますが、私その圃場までは見ておりませんので分りませんが、農業をやられる会社でございます。

○1番（安田美雄君）何を作られるかは特に作付は。

○事務局課長補佐（小石隆之君）何かとは、土地改良をやっているようないい所の田では麦、若葉をやりたい。場所が中山間とか適してない所については、ギボウシといった物をやって行きたいというお話は聞いております。

○3番（川村信子君）実際問題、田原でもありますけど、今、殆ど作られていない状態です。いつから始めるのか、とにかくオオムギ若葉を作るにしても、乾燥施設の建物を作らないと、作ったわ、乾燥できないわではだめだし、誰がやるのかそういう事も全然見えて来ないので、荒地ばかりになっている。誰が耕作するのか。

○事務局主任主査（山下清司君）今、小石も説明しましたが、かなり各世帯に新聞折り込みで借地を受けますよという事で広範囲にPRしていたので、その中で農業委員会でも心配しまして、やり取りしたら、オオムギ若葉を作るという事で、賃料もそれなりに払うという事だったので、それ以上の事を私どもも、やるという事を批判するわけにはいかないので進んだんです。今、川村委員さんがおっしゃったように、実際に設定をした所がなんら手を付けていない所が数件見られましたので、農林課の方から管理が悪いんじゃないかと指摘をして、私が住んでいる黒屋辺りでも実際トラクターの後ろにロータリーの代わりに草を破碎するモアでこの8月中にやっと草を始末したという事例があります。オオムギなのでこの秋以降に撒く予定なんでしょうけど、周りの米を作っている農家からすると、本当にすぐに草は伸びてきますのでひどい状況で、さっき言ったように指導は農林課からして対応をしています。でもその前に耐えられない地主さんは我慢出来ずに管理をしていらっしゃると聞いておりました。そんな予定で、農業委員会としても非常に関心を持って状況があればまた指導してまいりますので、ご連絡をください。

○議長（野村茂君）安田委員さんいいですか。

○1番（安田美雄君）分りました。結構です。

○議長（野村茂君）他にありませんか。他に質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり承認することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

全員の挙手をいただきました。議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することとします。

続きまして、議案第6号荒廃農地調査に伴う農地・非農地判断についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第6号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について。

議案は14ページから17ページまで、位置図は23ページから35ページになります。荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断です。この案件につきましては、今年度3回目の案件になりますのでお願いします。

今回、農地・非農地判断していただく土地につきましては、田22筆12, 950. 25m²、畑

7筆3, 001m²です。地区につきましては、市平賀、上大野、志津野、西本郷7丁目、倉知、下之保、洞戸管谷、武芸川町八幡、武芸川町平、9地区です。ここの現場につきましては、すでに山林化されているという事を事務局の方で確認をしております。

以上、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてご審議をお願いします。
○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。
議案第6号の荒廃農地調査に伴う農地・非農地判断について、原案のとおり地権者及び法務局へ通知することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

全員挙手のため議案第6号の荒廃農地調査に伴う農地・非農地判断について、原案のとおり許可することといたします。

以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。進行の中で不手際がありまして申し訳ございませんでした。その他について、事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）次回の農業委員会総会ですが、10月8日火曜日午前10時から6-6, 6-7会議室で予定しております。

○職務代理（安田孝義君）ご苦労さまでございました。農業委員として今日は、非常に難しい判断をするというような案件が出まして、私も迷ったわけですが、ご苦労様でございました。農業をやって見える方にとってこれからが繁忙期、本番でございますので、私も含めまして、毎回言っておりますが農業機械の事故だけはないように慎重にしていただければと思います。今日はご苦労様でした。

午前11時37分 閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

印

18 番

印

19 番

印